【消費税軽減税率対応窓口相談等事業】

「軽減税率 これ何％？」

**消費税10％に引き上げ**

**いろんな疑問を明確にしませんか！**

2019年（令和元年）10月に消費税10％への引き上げと同時に「軽減税率」（8％）が

導入されます。相手方への請求書発行等 課税事業者・免税事業者**全ての事業者に影響があります。**10％・8％の商品(複数税率)が混在します。

この商品は８％？それとも10％？この行為は8％？それとも10％？

**Q.リ〇ビタンDは何％の扱い？**

**Q.お店の外で、お店が用意してある椅子にすわっての飲食は何％？**

**Q.イチゴ狩り、ハウスで食べたら何％？　お土産にしたら何％？**

**Q.イベント会場　露店での飲食何％？**



●日 時 : **令和元年6月4日(火） 14時～16時**

　　●講　　師 : 税理士法人あおば会計事務所　新村　典久税理士

　　●内　 容 :　わかりやすい「軽減税率制度の解説」（座学）

制度の具体的内容　（各種Q＆A）

対象品目、各種請求書・領収書、レジ補助金など

　　●会　 場 : 南箕輪村商工会　大研修室

　　　　 (上伊那郡南箕輪村4809-1　TEL:0265－72－6265)

　　●参加費 : 無料

　　●申 込 : 令和元年5月22日(水)まで　　(定員30名)

　　●申込先 : 南箕輪村商工会（TEL0265－72－6265・FAX0265－72－6219）

南箕輪村商工会ホームページに掲載あり　(http://www.minamiminowa.com/)

　　●主 催 : 南箕輪村商工会

共 催 : 箕輪町商工会　 辰野町商工会 富士見町商工会　 原村商工会

6月4日（火）開催　消費税軽減税率(複数税率)講習会　申込書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | 電話番号 |  |
| 参加者氏名 |  |  |

**◎ご記入頂きました情報は、商工会が行う事業の実施・運営や商工会からの連絡・情報提供のためのみに利用し、厳重に管理致します。**

**◎お問合せ先：南箕輪村商工会　　電話　72-6265　ＦＡＸ　72-6219**